

高知県透析要介護者の実態とその対応を考える

湯浅健司* 寺尾尚民* 中村和雄** 西岡純一**

はじめに

透析療法を必要とする透析患者は、1998年末全国で約18万6千人に達し、透析導入患者の平均年齢は62.6歳、第1位が糖尿病性腎症であり35.7%を占めている。また高齢化に伴い腎硬化症も6.7%と増加してきている¹⁾。透析患者の高齢化、糖尿病の増加、長期透析患者の増加に伴う合併症からのADL低下により、日常生活で介護を要する透析患者は急増している²⁾。

1 目的

“平成10年度社会福祉・医療事業団助成事業要介護透析患者通院介護支援事業”の一環として高知県透析患者実態調査が行われたので報告し、要介護透析患者に対する今後の対策について検討した。

2 対象と方法

高知県で透析医療を実施している医療機関は32施設あり、1998年7月1日に28施設に対して1,215部の調査票を配布し、25施設より726部（回収率59.8%）の回答が回収された。男391名53.9%，女332名45.7%であった。質問項目として、性別、年齢、居住地、受診施設、透析歴、1週間の透析回数・時間、同居家族、腎臓以外の障害の有無、入院・通院別、入院期間、入院理由、透析時間以外の介護状況、介護者、通院介護があれば通院するか、通院介護以外でどのような介護が受けたいか、通院手段、通院時間、通院交通費、地方自治体

よりの通院交通費の助成状況、通院介助者の有無、通院介助者、日常生活活動程度など30項目について行われた。1996年の全国腎臓病協議会（以下全腎協）の統計調査²⁾との比較検討も行った。

3 結 果

① 年齢（図1）

65歳以上の高齢者が43%を占めた。全腎協でのそれの29.5%よりかなり高い数字であり、高知県における透析患者の高齢化を表している。

② 透析歴（図2）

15年以上が105名11.3%，20年以上の患者は38名4.1%にみられた。

③ 循環器以外の合併症（図3）

視力障害が25%と最も多かった。ついで骨関節障害21%，脳血管障害が9%の順であった。一方、全腎協では骨関節障害が33.7%と最も多く、特に透析歴15年以上では60%以上に認められた。ついで眼科的合併症18%であった。

④ 同居家族（図4）

配偶者のみが33%，配偶者と家族24%だったが、独居生活の人も13%に認められた。

⑤ 入院患者（図5）

119名16.4%と全腎協でのそれが10.9%であるのと比して高率であった。

⑥ 入院期間（図6）

3カ月以上の長期入院が8割以上を占めている。1～5年入院が46.2%と最も多く、ついで5～10年が15.9%であった。

* 高知高須病院附属南診療所 ** 高知県腎臓病友の会

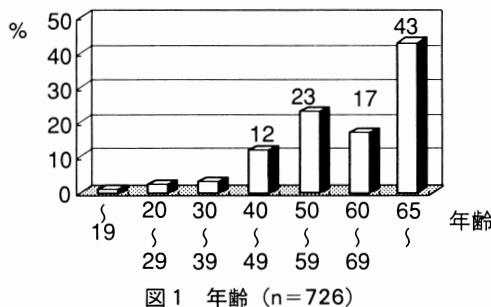


図1 年齢 (n=726)

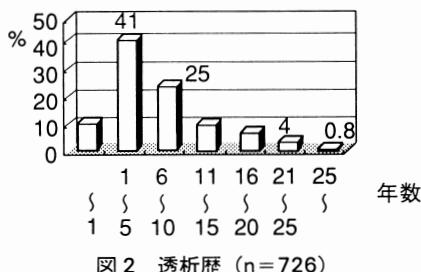


図2 透析歴 (n=726)

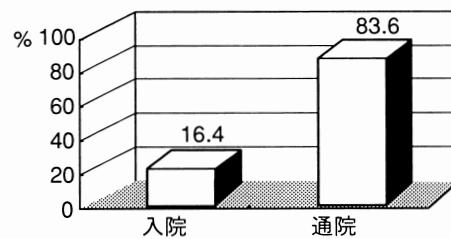


図5 入・通院別 (n=726)

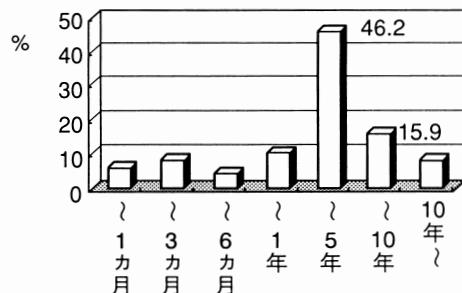


図6 入院期間 (n=119)

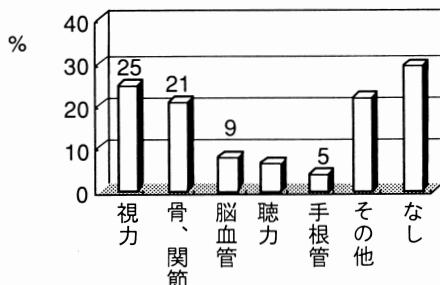


図3 合併症 (n=926, 複数回答あり)

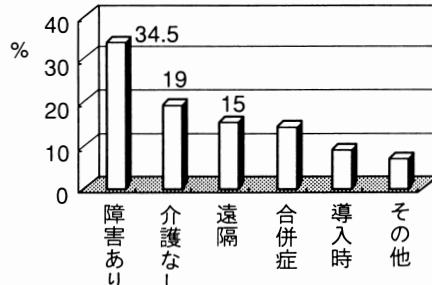


図7 入院理由 (n=119)

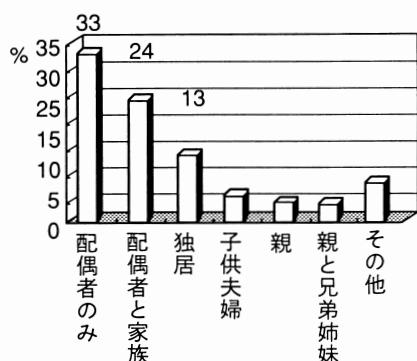


図4 同居家族 (n=726)

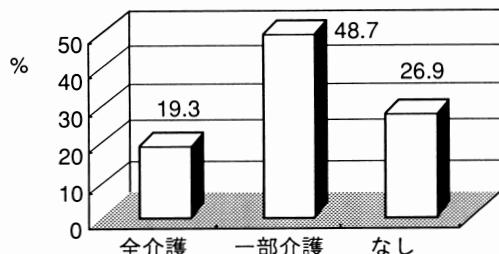


図8 入院患者における介護状況 (n=119)

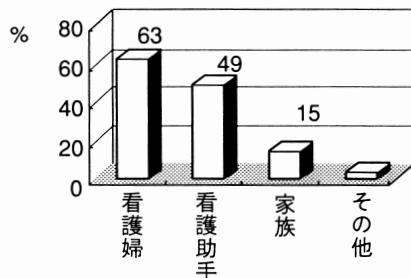


図9 入院患者と介護者 (n=107)

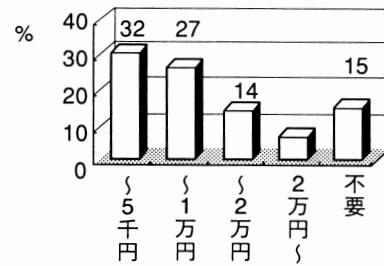


図13 通院交通費 (n=607)

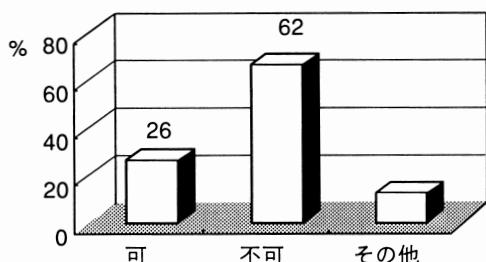


図10 通院可能か (要介護者) (n=119)

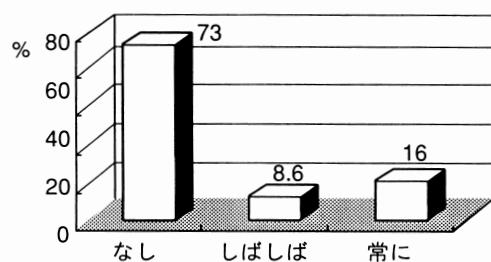


図14 通院介助の有無 (n=607)

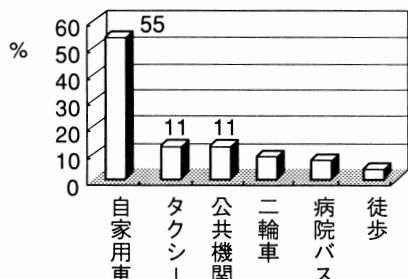


図11 通院手段 (n=607)

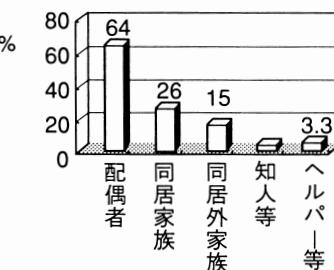


図15 通院介助者 (n=173)

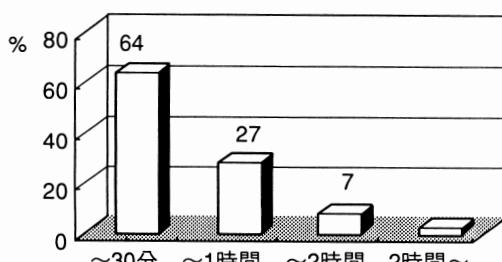


図12 通院時間 (n=607)

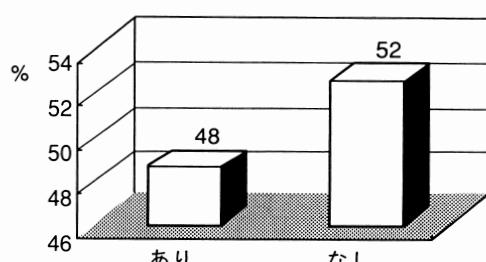


図16 通院介護予定者の有無 (n=444)

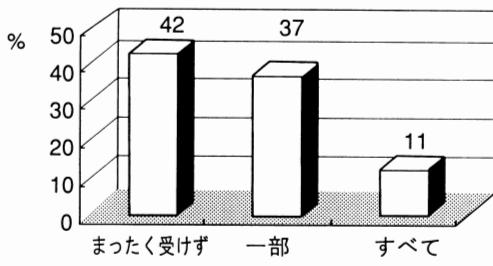


図17 在宅での介護状況 (n=149)

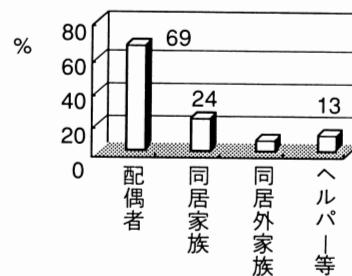


図18 在宅での介護者 (n=83)

⑦ 入院理由 (図7)

身体障害のため通院できないが 20.2%, 障害のために自宅で生活ができないが 14.3%であり、併せてなんらかの身体障害があるために入院している方が 34.5%と最も多かった。合併症治療のためが 14%, 導入時入院 8%, 身寄りなしと遠隔地のいわゆる社会的入院が 34%を占めていた。全腎協での社会的入院が 18.6%であることを考えると、高知県における社会的入院の多さが際だっている。

⑧ 入院患者と要介護率 (図8)

入院患者 119 名の内 19.3%が全介護、48.7%が部分介護、介護なしとが 26.9%であり、入院患者における要介護率は 68%と全腎協の 30%と比して高率であった。入院での介護者はほとんどが看護婦または看護助手であるが、家族と答えた人が 15%いた (図9)。この入院要介護患者のうち通院可能と答えた人が 26%みられた (図10)。

⑨ 通院手段 (図11)

通院患者は全体の 83%であり、自家用車が 55%, ついでバス、電車などの公共機関、タクシーがそれぞれ 10%であった。施設の自動車は 8%が利用していた。全腎協でのそれは、自家用車 58%, 公共機関 18.4%, タクシー 7.5%, 施設のバス 3.9%であり、高知県は東西に長く、また交通の便が悪いために公共機関の利用が少なく、逆にタクシーや透析施設の自動車を利用する人が増えていた。

⑩ 通院時間、交通費 (図12, 13)

30 分以内 64%, 1 時間以内をあわせると 91%で

あったが、施設が遠いと感じている人が 34%みられた。交通費では 5 千円以内が 47%, 1~2 万円が 14%であり、交通費が高いと感じている人が 30%あった。

⑪ 通院と要介護 (図14, 15, 16)

通院に自立できている人は 73%, しばしば介助を要する 8.6%, 常に介助を要する 16%, であり、通院患者のうち要介護者は 24.6%であった。介護者は、配偶者 64%, 同居家族 26%, 同居家族外 15%であり、ほとんどが家族あるいは同居人だった。ヘルパーなどを利用しているのは 3.3%に過ぎなかった。また現在自立通院の人に、もし介護が必要になったときに介護をしてくれる人がいますかという問い合わせに、52%がなしと答えている。

⑫ 在宅での介護状況 (図17, 18)

在宅で介護をまったく受けていないのは 42%, 全介護は 11%であった。介護者はやはり配偶者が 69%と最も多く、同居家族人が 24%, 在宅でホームヘルパー等を 13%の方が利用していた。

4 考 案

透析患者の高齢化、糖尿病増加、長期透析患者増加により、近年要介護患者は急増してきている。

‘要介護透析患者問題研究会報告書’においても、直面する課題として、通院介護支援と入所施設確保の 2 点をあげている。

通院患者の 15~20%が要介助であり、その送迎担当者に配偶者が 64%もいることを考えると、透析患者、要介護患者の高齢化とともに介助者も同様

に高齢化してきており、ますます通院困難患者が増加する可能性を示唆している。要介護入院患者の26%が、環境が整えば通院可能であると答えており、また社会的入院が18~34%と高頻度にみられている。長期入院も多くみられ、そうなると合併症の少ない人でも日常生活活動能力や精神活動力は当然低下してくるのは自明の理であり、やはり介護度の少ないあるいは不要な患者では、生活の場として自宅を含めた病院外が妥当と考えられる。これらの人に対し、通院手投、通院介護者、自宅あるいはケアハウスなどの病院外施設などが確保されれば通院可能であり、患者自身のQOL向上にとっても有益である。

現在、通院送迎にホームヘルパーなど公的サービスを利用している人は3.3%とほとんどなく、多く(70%)は家族や身内であり、その手段として約6割は自家用車が使われている。透析アミロイド症や二次性副甲状腺機能亢進症など長期透析合併症からの骨関節運動障害の増加、糖尿病や高齢化からのASO、視力障害をはじめとする合併症や、ADL低下により介護度が大きくなると、家族への肉体的、精神的および経済的負担がさらに大きくなる。社会的入院患者や要介護通院患者はもちろんのこと、現在自立通院している人の約半数が将来介護者がいないと答えており、今後公的機関などを含めた多岐の通院介護サービスが望まれる。

現在実施されている通院介護として、地方自治体が行っている現金給付または現物給付による透析患者通院交通費補助事業があるが、都道府県単位で実施しているのは北海道、山形、京都、福岡などまだまだ少ない。一方宮崎県日向市のように市独自で交通費助成を行っているところもある。しかしながらその補助にも所得制限や償還性あるいは定額制があり、通院費のほんの一部を助成するに過ぎない。全国的に最も普及拡大しているのが、区市町村によるタクシー代の補助事業、いわゆる福祉タクシーである。これは身体障害者手帳所持者（主として1、2

級）を対象にタクシー券を補助するのが普通であり、透析患者の通院に最も利用されている。高知県内でも約半数の23市町村が行っているが、基本料金24~48枚/年から、他では月16枚などと自治体によって格差が見られる。高知県南国市のようにガソリン給油券（年間100㍑）を補助している市町村もある。しかしこの事業は、要介護透析患者のみを対象としたものではないし、いずれにしろ年間の透析通院をすべて賄えるほどではない。

またホームヘルプサービスの短時間利用による通院送迎も一部自治体（新宿区、横浜）で取り組まれている。通常ではホームヘルプサービス事業の一環として、高齢者を対象に通院の介助があるが、透析患者は、週2~3回、1日2回の通院という短時間の活動のため、ホームヘルプ制度の枠からはずれているため、現在うまく活用されていないようである。新宿区のようにホームヘルプ事業の短時間、頻回利用の普及が望ましいが、やはりホームヘルパーとは別にいわゆる通院専門のガイドヘルパーが不可欠であろうと考えられる。そういった通院介護事業の一つとして、要介護で通院困難な患者に対しボランティアの方が自分の車、時間、自動車保険を提供し、自宅から透析施設までdoor to doorで送迎する活動があり、福岡県北九州市や神奈川県平塚市などで行われている。今後これらボランティア組織への公的機関の関与、援助が必要であり、移動中の事故への対応などについてもなんらかの制度化と共に、活動が拡大されることが望まれる。一方透析医療機関が、患者送迎に幹線地点まで専用車を配車している施設もある。透析医療施設間の営業政策という一面もあるが、現実に要介護患者の増加に伴う通院困難患者の通院の手助けは、現在の公的機関による通院保証の不十分さ、ボランティア活動の拡がりはまだまだこれからといったことを考えると、現時点では必要不可欠なものであろうと考えられる。

一方、在宅でなんらかの介護を受けている人は58%認められた。介護者は配偶者が69%と最も多

く、ホームヘルパーなどの公的サービスを受けていける方は13%と少ない。前述したように、介護者も同様に高齢化しており、家族への肉体的、精神的、経済的負担はますます増加する。そこで通所介護サービス、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス、デイケア、ショートステイなど多岐にわたる公的サービスの充実・利用が必要である。透析要介護患者の通院保証および社会的入院から通院への移行には、通院のためのガイドヘルパー事業のみならず在宅でのホームヘルパー事業が一致協力されてはじめて成り立つものであり、今後公的機関をはじめとした通院支援および在宅介護支援サービスが必要であると痛感させられた。

入院患者での要介護率は30~68%と高く、そういった要介護の患者がどこで介護を受けているかというと、現在ほとんどが病院であり、特別養護老人ホームや老健施設、療養型病床群へ入所し、透析施設へ通院するといった環境はほとんどないようである。その原因として施設側の患者ケアに対する不安と診療報酬上の問題があり、入所施設確保のためには、施設職員に対する透析患者への誤解の払拭とともに、行政機関が公的介護保険開始後も透析患者がどの施設に入所しようとも、透析施設や入所施設の経営が成り立っていくような配慮が求められる³⁾。

2000年からの公的介護保険では透析患者における通院介護への配慮はなされておらず、行政主導による通院介護、在宅介護、介護のための入所施設の充実がない現在の状況では、いわゆる社会的入院を減少させるというより逆に増加する可能性さえある。

公的保証が完全に機能充実するまでには日時もかかるであろう。したがって要介護透析患者の通院在宅への支援として、現在の地域でできうる公的サービスを上手に利用、また個々の透析医療機関や患者会を含めたボランティア活動による努力対応が大切であると考えられる。

5 結 語

- ① 高知県における65歳以上の透析患者が43%と高齢者が増加し、合併症として視力障害(25%)、骨関節障害(21%)がみられた。
- ② 入院は16.4%で、そのうち社会的入院が34%と高率にみられた。入院要介護患者の26%が通院可能と答えている。
- ③ 通院透析患者は83.6%で、そのうち要介助は27%であった。
- ④ 通院および在宅において公的サービスを受けている人は少なかった(それぞれ3.3%, 13%)。
- ⑤ 今後、要介護透析患者の増加に対し、通院および在宅介護へ向けて公的サービスを中心とした福祉サービスの充実が望まれる。

文 献

- 1) わが国の慢性透析療法の現況(1998年12月31日現在). 日本透析医学会統計調査委員会, 1998.
- 2) 1996年度血液透析患者実態調査報告書. 全国腎臓病協議会, 1997.
- 3) 三木隆治, 上田慎子, 杉澤あつ子, 他:「医療・福祉複合体」施設による要介護透析患者受入状況. 透析会誌, 31; 1383, 1998.